

# 政策調整会議の概要

開催日 平成 29 年 2 月 2 日 (木)

## ◎項 目

- 1 包括協定について【総務部・産業振興推進部】
- 2 報道の解禁指定に関する基本的な考え方等について【総務部】
- 3 「志国高知 幕末維新博」の広報推進アイデアについて【総務部】
- 4 ハラスメント防止対策等について【総務部】
- 5 「第 20 回全国農業担い手サミット in こうち」の開催日について【農業振興部】
- 6 各部局等の主要な取り組みについて【各部局等】

## ◎内 容

### 1 包括協定について【総務部・産業振興推進部】

総務部及び産業振興推進部より、資料を配付のうえ、包括協定について協定締結までの調整過程の見直しと現況調査の依頼があった。

(総務部)

県の施策の推進や県民サービスの向上の効果的な展開を図る上では、民間企業との連携が非常に重要であり不可欠である。昨今、全国的な流れもあり、民間企業からの包括協定の申し出が増加傾向となっており、県と企業がお互い Win-Win となる関係が構築できるのであれば、協定を結ぶ方向で進めてよいと考えている。

現在、包括協定は主に政策企画課と計画推進課で結んでいるが、企業との付き合いが多い商工労働部なども個別協定を結んでおり、その協定について締結の直前になるまで情報共有が出来ていないケースがあった。協定の内容によって包括協定との共通部分もあると思うので、包括協定の調整過程について見直しをさせていただきたい。

(政策企画課)

現在、包括協定締結については、主に、政策企画課と計画推進課で実施しているが、企業によっては、最初に関係の深い部局に包括協定の申し出を行うこともあり、関係の深い部局に申し出たがなかなか話が進まないの、1 年後に政策企画課に申し出がある例など、それぞれの情報共有が十分にできていなかった。協定内容をより良いものにしていくため、2 月から調整過程について見直しをさせていただきたい。

全体調整を政策企画課で行いたいと考えているので、包括協定の申し出があれば、政策企画課にご一報いただき、一緒に進め方を協議させていただきたい。その後、包括協定の関係部局に照会し、一旦取りまとめた段階で、政策調整会議で皆さんに見ていただき、より充実した内容になるよう指南していただきたい。

知事からは、包括協定は外への情報発信などに活用できる本県の財産であり、しっかり活用していくべきで、ありがたいことに、数が増えてきており、3 つの活用の視点があるのではないかと、言われている。①プロジェクトをやっているところはしっかりと進める、②プロジェクトが終わって現在やっていないところも含めて人間関係をつないでいく、③本県の課題解決に向けプロジェクトの追加を積極的に働きかけるべきではないか、ということだった。全体のコーディネートは政策企画課で、内容については、基本的に産業振興関係が多くなることから、計画推進課と共にしっかりと対応して、内容

や質の充実を図っていききたい。

こうしたことから、すでに締結されている包括協定の現状を把握したいと考えている。別途、政策企画課から照会をさせていただくので、ご協力をお願いします。

(総務部)

包括協定に関して2点お願いしたい。1点は、企業の支店や支社から申し出いただくケースもあるが、支店や支社との協定では、内容が限定的になることと、代表権を持っていない方の署名による協定が有効なのかということもあるので、包括協定にふさわしい形か吟味していただきたい。もう1点は、包括協定先に年に何回か機会があるごとに顔を出していただきたい。今後の関係を長く続けていく事につながると思うので、担当主幹課に徹底をよろしくお願いしたい。

(農業振興部)

例えば、農業の振興について企業と連携している場合も、基本的には政策企画課に一報を入れるのか。

(総務部)

相手企業によっては、農業以外の分野にも幅広く協定を締結したいとの判断もあると思うので、情報として連絡いただきたい。

(産業振興推進部)

PDCAを回すという話もあったので、途中経過を何回か報告したほうが良いのではないか。

## 2 報道の解禁指定に関する基本的な考え方等について【総務部】

総務部より、資料を配付のうえ、報道の解禁指定に関する基本的な考え方等について説明があった。

## 3 「志国高知 幕末維新博」の広報推進アイデアについて【総務部】

総務部より、資料を配付のうえ、「志国高知 幕末維新博」の広報推進アイデアについて報告があった。

(総務部)

「志国高知 幕末維新博」の広報推進アイデアについては、各部局で実施していただけた内容を取りまとめた。予算を要するものもあるが、この幕末維新博の成功に向けて全庁あげて応援していくため、資料を参考に色々な広報をやっていただけたらと思う。

## 4 ハラスメント防止対策等について【総務部】

総務部より、資料を配付のうえ、ハラスメント防止対策等について説明があった。

(総務部)

男女雇用機会均等法と育児介護休業法が改正され、本年の1月1日から、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについて、事業主が防止措置を講じることが義務付けられた。このため、いわゆるマタハラや介護に対するハラスメントの定義や職員の責務、相談窓口の設置等について、既に総務部長名で通知しているセクハラ防止対策に

準じて改めて防止対策等について定めた。この通知では、妊娠した職員や、育児・介護をしている職員に対して、そうした事実に関する上司や同僚等の言動によって当該職員の勤務環境が害されることのないよう、職員が認識すべき事項を定めている。

ハラスメントは個人の人格と尊厳を不当に侵害するだけでなく、就業意欲の低下、あるいは職場環境の悪化を招き、何よりハラスメントを受けた職員は心に大きな傷を受けることになるので、特に所属長以上の職員については常に職場環境や人間関係に注意して、課長会など折に触れ、ハラスメントの防止について職員への啓発や注意喚起をお願いしたい。

職務説明会、階層別の研修、新任の補佐・次長への研修のほか、夏にはパワハラ、セクハラ研修などを予定しており、ことあるごとに職員に対する周知徹底を図っていきたいと考えている。何より、日頃の所属における啓発が大事なので、よろしく願います。

## 5 「第20回全国農業担い手サミット in こうち」の開催日について【農業振興部】

農業振興部より、資料を配付のうえ、「第20回全国農業担い手サミット in こうち」の開催日について説明があった。

(農業振興部)

「第20回全国農業担い手サミット in こうち」の開催日が決定した。10月24日に全体会、県内10地域で情報交換会を行い、翌25日に現地研修会として県内約40コースを回っていただく形で考えている。全国の農業の担い手や関係機関等1,600名から1,800名等が集まるので、各部局の職員に、スタッフとして協力をお願いしたい。今後、開催内容等を詰めていくので、詳細については後日依頼する。

## 6 各部局等の主要な取り組み【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局等の主要な取り組みに関する資料を配付の上、各部局等による概要説明が行われた。

### 【主な協議の概要】

#### ○ 県職員率先美化活動について

(林業振興・環境部)

春の観光シーズンをむかえた今月を「県民一斉美化活動月間」と定めている。2月5日には県職員率先美化活動を行うこととしている。観光振興部をはじめ、職員の参加をお願いする。

#### ○ 「高知龍馬マラソン2017」交通規制対策について

(警察本部)

今回から制限時間が7時間となり長時間の大会となる。一般車両の通行規制により交通渋滞が予想される。警察は約250人体制で様々な交通対策を行う。

今回は初めてランニングポリスを導入し、17人の警察官が約10kmずつ4区間に分けてランナーと同じ目線で走る。さらにバイシクルポリス4人も導入し、4人の

うちの2人が約20kmずつ、残りの2人がすべて走行する。ランニングポリスとバイシクルポリスは警戒だけでなく、自然災害や誰かが倒れたときの対応要員である。